

子母発0424第8号
平成31年4月24日

公益社団法人日本産婦人科医会 会長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」が平成31年4月24日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成31年政令第160号）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成31年厚生労働省令第72号。以下「施行規則」という。）とともに、同日施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、一時金の支給事務を行うこととなりますが、本法の円滑な施行にむけて、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員に対し周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 請求者に係る記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行うこととなります。

旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療機関においては、優生手術に係る都道府県優生保護審査会への申請や、優生手術等が行われていた事実が

認められることから、請求者について、都道府県優生保護審査会への申請記録や手術にかかるカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があります。

都道府県に記録が残っていない場合であっても、①医療機関に記録が残っているか、②医療機関に記録が残っていても、在職している医師や職員から当該請求者に係る優生手術の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。

実際の医療機関への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本になりますので、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いいたします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号により、利用目的の制限や第三者提供の制限の適用除外となります。

2. 診断書作成等

（1）受診者への配慮等

施行規則において、本一時金を請求する際には、請求者は、「請求にかかる生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を請求書に添付することとされています。

本一時金については、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、診断書作成のために医療機関を受診することに心理的な抵抗があることも考えられます。この点を踏まえ、各医療機関においては、診断書の取得のために受診した方について、特段の配慮をお願いいたします。

（2）診断書の周知

診断書については、厚生労働省において、様式（別添1）を作成し、対象者の方や、請求受付の窓口となる都道府県に示しているところです。貴会におかれましても管下の医療機関等に対して、様式を周知していただき、必要に応じて医療機関にも備え付けていただきますようお願いいたします。

（3）診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、一時金の支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。請求者が診断料及び診断書作成料の支払い

を受けるにあたっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された支給申請書を添付する必要があります。これについても、厚生労働省で様式（別添2）を作成し、対象者の方や請求受付の窓口となる都道府県に示していますので、貴会におかれても管下の医療機関等に対して、様式を周知して頂き、必要に応じて、医療機関に備え付けていただきますようお願いいたします。

国から請求者に対して支払われる診断書の作成にかかる費用の上限は、施行規則において、診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定されるものとし、診断書作成料については5千円とされていますので、御承知置きください。

3. 制度の周知

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。貴会におかれても、例えば、管下の医療機関等でのリーフレット（別添3）の配布、医療機関の所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようよろしく申し上げます。

<添付資料>

別添1：旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書

別添2：旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書

別添3：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット

別添4：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律関係資料（関係法令・通知）